

## 知財教育分科会セッション

### ◆ ラウンドテーブル:ニューノーマルにおける知財教育学を俯瞰する ◆

知財教育分科会では、2007 年の第 5 回年次学術研究発表会で、初の知財教育分科会セッション「知財教育の方向性を探る」を実施して以来、常にタイムリーな話題提供者をお招きし、毎回欠かさず分科会セッションを実施してきました。直近では、2019 年の第 17 回発表会で「ラウンドテーブル:知的財産推進計画と知財創造教育」を実施し、内閣府知的財産戦略推進事務局の小林英司参事官から、知的財産推進計画 2019 の概要と知財創造教育の取組状況についてご講演いただきました。また日本教育学会理事である東京大学大学院教育学研究科の勝野正章教授をコメンテーターとしてお招きし、教育学の視点から教育現場の現状、知財教育の課題や期待することについてご意見をいただき、議論が進みました。さらに、日本教育学会の 2020 年 8 月の第 79 回大会においても、ラウンドテーブル「『知的財産教育学』を構想する」が実施され、教育学のアプローチから「知財教育学」を確立する議論が進んでいます。

第 18 回発表会では、知財教育学の基盤整備に当たり、知財教育と密接な関係のある諸団体の教材や人材などの資源の状況などを情報共有するとともに、今後の役割分担を検討する機会として、ラウンドテーブルを開催します。

#### 【話題提供①】 「INPIT (インピット) が提供する、知財学習支援事業」

(独法) 工業所有権情報・研修館 知財人材部長 大塚 裕一

INPIT では、近い将来、企業等で活躍することが見込まれる「明日の産業人材」である生徒・学生等の総合的な知財マインドを育むため、平成 23 年度から「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」を実施し、令和 2 年度から、この事業に代わり「知財力開発校支援事業」を実施している。また同様に、平成 14 年度から「パテントコンテスト」を、平成 22 年度から「デザインパテントコンテスト」を実施して、特許権又は意匠権の取得までの手続を実体験してもらうなど、知的財産マインド及び知的財産権制度への理解向上を目指してきた。また、HP から自由にダウンロードできる電子版や購入できる冊子体など、知的財産に関する学習用資料の提供も行っている。さらに、本年 4 月から IP・e ラーニングの提供方式を大幅に刷新し、「IP ePlat」として正式にサービスを開始した。これにより、無料で、様々な知財に関する内容を、動画により学習が可能となっている。「知財の世界へようこそ!」など、初学者向けのコンテンツもあり、生徒・学生や、教師においても有用な内容を提供している。

このような IT の取組みが、ニューノーマルにおける知財教育学にどのように有効活用できるのか、議論できれば幸いである。

#### 【話題提供②】 「『おうちで発明』(双方向のオンライン知財授業)の実施について」

日本弁理士会 知的財産支援センター センター長 羽鳥 亘

日本弁理士会では、社会貢献活動の一つとして、20 年以上に亘り全国の小中高校、高専、大学向けに知的財産を教える知財授業を、現地に赴き対面で実施して参りました。また、従来から、小中学生、高校生向けの知財学習用の動画コンテンツや教材、知財コラム等を多数作成し、オンラインで提供して参りコロナ現状下の子どもたちの学習状況を踏まえ、日本弁理士会としても、全国の子どもたちに向けて、発明工作を行う知財授業を、動画配信にとどまらず、先生役の弁理士と話しながら授業を受けられる、双方向の

## 知財教育分科会セッション

### ◆ ラウンドテーブル:ニューノーマルにおける知財教育学を俯瞰する ◆

オンライン知財授業（「おうちで発明（仮題）」）実施に向けて立証授業を行っています。オンラインによる発明工作授業は、上記の他、10月1日に、JPO/IPR主催の、アジア太平洋地域を中心とする各途上国の知的財産に携わる人材育成研修会において、十数か国の研修生を対象にオンラインで英語による発明工作授業を開催し好評でした本弁理士会では、弁理士法に規定されている「知的財産の専門家である弁理士」のプレゼンスを向上させるとともに、「弁理士による知的財産権の利用の促進」を目的に、小中高及び高専における知財教育支援活動を毎年100校前後の学校で行っており、また、様々な学校からの要望に応えるとともに様々な弁理士ができる限り均質な授業を行えるようにするため、約40の知財教育用コンテンツを所有しています。

#### 【話題提供③】「経済・社会構造の変化と知財教育学」

（一社）知的財産研究教育財団 知的財産教育協会 事業部長 近藤 泰祐

グローバル化やデジタル化、技術革新による第4次産業革命により、社会人に求められる知的財産に関する知識やスキルも、20世紀型から21世紀型へ変化している。知的財産基本法において知的財産は「ビジネスに有用な情報」と捉えることができる。そして、21世紀型への変化の中で、知的財産の領域が従来の知的資産の領域まで拡張してきていることは、ビジネスモデルやデータの重要性がますます高まっていることから明らかである。そこで、重要なのは、知的財産に関する関係者が広がっていることである。20世紀型では、事後的な権利化を前提として知財部門とR&D部門が中心であった。21世紀型では、ビジネスに有用な情報つまり知的財産が全社に存在し、それを全社で共有し戦略的活用することが重要となることで、関係者は経営者を含む全社に広がった。知財教育の対象者と内容もこれに対応して変化するのが自然である。

ここで、知的財産管理技能検定の活用状況を紹介しますと、知財法務部門の受検者割合は17%程度に止まり、幅広い職種が受検している。これは前述の社会の変化を受けた結果であろう。しかし、検定試験の本質的制約として正誤が根拠により明確であることが求められる。その結果、知的財産権制度つまり法律で定められている内容についての出題が多くなり、学習者もそれを中心に学ぶことになる。つまり、検定試験合格を目標とする学習には限界があり、21世紀型に対応した新しい知財の学びが求められている。以上のような社会変化の側面も知財教育学の議論に加えることは有意義ではないか。

#### 【話題提供④】「発明協会・発明推進協会のこれから」

（一社）発明推進協会 知的財産情報サービスグループ部長 小山 和美

公益社団法人発明協会が実施している全国発明表彰、地方発明表彰、全日本学生児童発明くふう展、未来の科学の夢絵画展、少年少女発明クラブ事業などについて、ニューノーマル下で進める発明奨励事業について紹介します。また、一般社団法人発明推進協会における知財ist研修等の知財教育事業のコロナ禍での取り組みや知財創造教育関係の図書刊行事業について紹介します。

【座長】 本江 哲行(北九州工業高等専門学校)

【総括】 木村 友久(帝京大学)

【企画】 世良 清(三重県立四日市商業高等学校)

【運営】 渥美 勇輝(鈴鹿市立平田野中学校)